

別紙第2

勸告

本委員会は、別紙第1に述べた報告に基づき、本市職員の給与について、次の措置をとるよう勧告する。

- 1 期末・勤勉手当の年間支給割合を0.05月分引き下げること。
- 2 この改定は、この勧告を実施するための条例の公布の日から実施すること。